

資料2コメント

会議名: 1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討

三者委員

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

対象規格

JIS G 0417

鉄及び鋼—化学成分定量用試料の採取及び調製

処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

No	委員		簡条 細分簡条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内 容	修 正 案	処置案	回答・理由説明 他	
4001	東理大	田中	全体		ed	表記を統一する。	穴をあける ←→ 穴を開ける	採用	2箇所修正します。	主査調整案とおり
4002	東理大	田中	全体		ge	“石英管”と“シリカ管”は、使い分けているのでしょうか？		採用	石英ガラス管(コメントNo.4013)に統一します。	主査調整案とおり
4003	鉄連		その他		(ed.)	G1201の次回改正時、附属書B B.1 a) 注記1を削除する。 「JIS G0417は、ISO 14284の国際一致規格である。」		採用		主査調整案とおり
4004	JSA	堤	序文		ed	ISO 14288:2022は、“対応国際規格”と記載すべき。		採用		主査調整案とおり
4005	JSA	堤	4.1, 4.3.2 6.1, 6.2.1		ed	本文全てに側線が施されていますが、かなりの部分是对应国際規格と同じと思いますので、変更した箇所だけに点線の下線を施してはどうでしょうか？		採用		主査調整案とおり
4006	JSA	堤	4.1	1行目	ed	「示す」は、通常、参考情報に対する表現形式として用いていますので、要求事項の記載に用いない方がよいと思います。 (対応国際規格では、cover)	「示す」→ 「記載している」に修正してはどうでしょうか？	採用		主査調整案とおり
4007	JSA	堤	4.2.1	P.6, 2行目	ed	字句修正	「, その他の汚染物質」→「又はその他の汚染物質」 (対応国際規格では、or)	採用		主査調整案とおり
4008	JSA	堤	4.2.1	P.6, 3行目	ed	字句修正	「, その他の表面欠陥」→「又はその他の表面欠陥」 (対応国際規格では、or)	採用		主査調整案とおり
4009	JSA	堤	4.2.2	6行目	ed	前後の規定との一貫性を考えると、「こと」は修正した方がよいと思います。(対応国際規格では、acceptability)	「代表していると認められること」→ 「代表していると認められている試料」に修正してはどうでしょうか？	採用		主査調整案とおり

会議名:1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討

三者委員

コメントタイプ:ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

対象規格

JIS G 0417
鉄及び鋼－化学成分定量用試料の採取及び調製

処置案・審議結果:原案のまま 修正採用 採用

No	委員		簡条 細分簡条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内 容	修 正 案	処置案	回答・理由説明 他	
4010	JSA	堤	4.2.3	1行目	ed	記載順変更	「次の事項を特定可能な固有の識別を付与する。」→「特定可能な固有の識別として次の事項を付与する。」	採用		主査調整案とおり
4011	東理大	田中	4.2.5	最終行	ed	送り仮名の修正	取り決め → 取決め	採用		主査調整案とおり
4012	東理大	田中	4.3.1		ed	字句の修正？	採取している。 → 採取する。	原案のまま	対応国際規格は、“shall”ではないので原案のままとします。	主査調整案とおり
4013	東理大	田中	4.3.1	注記1	ed	番号を削除	注記1 → 注記	採用		主査調整案とおり
4014	東理大	田中	4.3.2	4行目	ed	送り仮名の修正	行なった → 行った	採用		主査調整案とおり
4015	東理大	田中	4.4.2	注記2	ed	番号を削除	注記2 → 注記	採用		主査調整案とおり
4016	JSA	堤	4.4.4.1	4行目	ed	字句修正	「得た」→「採取した」	採用		主査調整案とおり
4017	東理大	田中	4.4.4.2 4.4.5, 7.6.1		ed	漢字に修正	すべての → 全ての	採用		主査調整案とおり
4018	東理大	田中	4.4.4.2	注記3 注記4	ed	番号を修正	注記3 → 注記1 注記4 → 注記2	採用		主査調整案とおり
4019	JSA	堤	4.4.4.2		ed	①字句修正	「機構」→「機能」？	原案のまま	ISO規格の”system”の翻訳です。分科会で議論し決めたので、原案のままとさせて下さい。	主査調整案とおり
4020	JSA	堤	4.4.4.2		ed	「ものとする」は、用いません。 (JIS原案作成のための手引き【23版】P4の例4参照)	「研磨材の粒度は、分析方法に必要な表面仕上げに適したものとする。」→ 「研磨材としては、分析方法に必要な表面仕上げ粗さが得られる粒度でなければならない。」 又は 「研磨材の粒度は、分析方法に必要な表面仕上げ粗さが得られるものでなければならない。」	採用	「研磨材の粒度は、分析方法に必要な表面仕上げ粗さが得られるものでなければならない。」とします。	主査調整案とおり

会議名:1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討

三者委員

コメントタイプ:ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

対象規格

JIS G 0417
鉄及び鋼－化学成分定量用試料の採取及び調製

処置案・審議結果:原案のまま 修正採用 採用

No	委員		簡条 細分簡条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内 容	修 正 案	処置案	回答・理由説明 他	
4021	JSA	堤	4.4.4.2	注記.4の 上のJIS独 自規定	ed	①「表面調製は,」の後に,「調製の最終段階で用いる研磨材として,」と記載していますので,「の表面調製は」を削除してはどうでしょうか?(対応国際規格では, In the case of optical emissions spectrometric methods) ②「調製の最終段階で用いる研磨材として,」に点線の下線が必要では。	①「発光分光分析方法に用いる場合の表面調製は, 調製の最終段階で用いる研磨材として, ----が適している。」→「発光分光分析方法に用いる場合, 調製の最終段階で用いる研磨材として, ----が適している。」	①修正採用 ②採用	①発光分光分析方法に用いる場合の表面調製は, 調製の最終段階で用いる研磨材として, 次のいずれかが適している。 － ベルトの場合: JIS R 6010に規定する粒度P36～P240。 － グラインダの場合: JIS 6001-1に規定する粒度F36～F220及び JIS R 6001-2に 規定する粒度F230及びF240。	主査調整案とおり
4022	東理大	田中	4.4.5	注記5	ed	番号を削除	注記5 → 注記	採用		主査調整案とおり
4023	JSA	堤	6.3		ed	字句修正	「有する」→「もつ」	採用		主査調整案とおり
4024	JSA	堤	6.4.2.1		ed	「ものとする」は, 用いません。	「ち密なものとする」→ 「ち密な試料とする」	採用		主査調整案とおり
4025	JSA	堤	6.4.2.2		ed	「切削液又は冷却剤は, 使用しない。」と規定していますが,「切削液及び冷却剤は, 使用しない。」の方がよろしいのではないのでしょうか?		原案のまま	ISO規格は, "or"ですので原案のままとさせて下さい。切削液と冷却剤を同時に使用することはないと考えます。	主査調整案とおり
4026	東理大	田中	7.2.1, 7.5.2 7.6.2, A.2.2 図A.1		ed	“ガラス”を加筆?	石英管 → 石英ガラス管	採用	コメントNo.4002同様。	主査調整案とおり
4027	JSA	堤	7.2.1	注記2	ed	記載順変更(6行上の注記1の記載に合わせる。)	「例えば, リングの厚さは,」→ 「リングの厚さは, 例えば,」	採用		主査調整案とおり
4028	東理大 JSA	田中 堤	7.2.1	注記3	ed	“の”を挿入?	制約もとに → 制約のもとに	採用		主査調整案とおり
4029	東理大	田中	7.3.2	注記4 注記5	ed	番号を修正	注記4 → 注記1 注記5 → 注記2	採用		主査調整案とおり
4030	東理大	田中	7.4.3 A.2.3	c)	ed	平仮名に修正	打ち抜き易く → 打ち抜きやすく	採用		主査調整案とおり

会議名:1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討

三者委員

コメントタイプ:ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

対象規格

JIS G 0417
鉄及び鋼－化学成分定量用試料の採取及び調製

処置案・審議結果:原案のまま 修正採用 採用

No	委員		簡条 細分簡条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内 容	修 正 案	処置案	回答・理由説明 他	
4031	JSA	堤	7.5.1		ed	7.5.1を追加したことが、対比表に記載されていないように思いますが？		採用	c)欄 追加 d)欄 JISは、窒素だけを定量する場合の採取及び調製方法の許容事項を追加している。 e)欄 現状を維持する。	主査調整案とおり
4032	JSA	堤	7.6.2 A.1		ed	字句修正	「さまざまな」→「様々な」	採用	B.1も修正します。	主査調整案とおり
4033	東理大	田中	7.6.3 10.7.1		ed	送り仮名の修正	組み合わせとする。→組合せとする。	採用		主査調整案とおり
4034	東理大	田中	7.6.3		ed	漢字に修正	乾燥させたのち、→乾燥させた後、	採用		主査調整案とおり
4035	東理大	田中	10.3.2	図3	ed	「図2」がありません。	図3→図2	採用		主査調整案とおり
4036	東理大	田中	10.7.2	4行目	ed	字句の修正？	試験室分析用試料は、→試験室試料は、	採用		主査調整案とおり
4037	鉄連		A.2.1	1行目	ed.	“鋼管ランス”を作業実体を考慮し、“ランス”に修正する。		採用		主査調整案とおり
4038	東理大 JSA	田中 堤	A.2.2, A.2.3 A.2.4, A.2.5		ed	漢字の変更	充填する → 充填する	採用		主査調整案とおり
4039	東理大	田中	A.2.5	b)	ed	図A.5と不一致	砂ボディ(body of sand) ←→ 砂ボディ(sand-body)	原案のまま	ISO規格では、A.2.5は“body of sand”、図A.5は“sand-body”と記載しており、原案のままとさせて頂きます。	主査調整案とおり
4040	JSA	堤	A.2.7	図A.5	ed	字句修正	「有する」→「もつ」	採用	表題も含めて修正します。	主査調整案とおり
4041	東理大	田中	A.3 JC.2.2		ed	漢字に修正	いくつか → 幾つか	採用		主査調整案とおり
4042	東理大	田中	A.5		ed	“図”を加筆	A.3 のように→図A.3 のように	採用		主査調整案とおり
4043	東理大	田中	A.6.2		ed	“る”を加筆	異なるため、→異なるため、	採用		主査調整案とおり
4044	鉄連		JA.1	1行目	ed.	”溶鋼湯”を”溶湯”に変更(誤記)。		採用		主査調整案とおり
4045	東理大	田中	JB.2.1 図JB.1		ed	送り仮名の修正？(3か所)	組み合わせ casting→組合せ casting	採用		主査調整案とおり
4046	東理大	田中	JC.3.1	8行目	ed	スペルミス	oxgen → oxygen	採用		主査調整案とおり
4047	東理大	田中	JC.3.1	最終パラ	ed	送り仮名の修正	取り扱いを行なわない。→取扱いを行わない。	採用		主査調整案とおり

会議名:1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討

三者委員

対象規格	JIS G 0417 鉄及び鋼－化学成分定量用試料の採取及び調製
------	-------------------------------------

コメントタイプ:ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上
処置案・審議結果:原案のまま 修正採用 採用

No	委員		簡条 細分簡条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内 容	修 正 案	処置案	回答・理由説明 他	
4048	JSA	堤	附属書JD 3	d)欄	ed	①本体での記載順に合わせ、記載順を入替えて、変更した項目、追加した項目の順に記載してはどうでしょうか？ ②G1201は、分析方法通則ですので、「用語規格」→「JIS G 0201, JIS G 0203及びJIS G 1201の簡条3(用語及び定義)」に修正してはどうでしょうか。 ③「独自用語」→「独自の用語」		採用		主査調整案とおり
4049	東理大 JSA	田中 堤	JD	4.1 d)欄	ed	字句の修正	規格利用車→規格利用者	採用		主査調整案とおり
4050	JSA	堤	附属書JD 5	d)欄	ed	字句追加・修正	「JIS G 0320及びJIS G 0321に使用していない規定のため、」→「ISO規格で規定している“鑄鉄製造用の溶湯からの試料採取及び調製”は、JIS G 0320及びJIS G 0321で採用していない規定のため、」に修正してはどうでしょうか？	採用		主査調整案とおり
4051	JSA	堤	附属書JD 5	d)欄	ed	字句修正	「附属書とする。」→「附属書に変更している。」	採用		主査調整案とおり
4052	JSA	堤	附属書JD 6	d)欄	ed	「追加した内容」と「削除した内容」とを分けて記してはどうでしょうか。		採用		主査調整案とおり
4053	JSA	堤	附属書JD 6	d)欄	ed	字句修正	「不要な」→「国内で使用されていない」?	採用		主査調整案とおり
4054	JSA	堤	附属書JD 7.5.3 10.6.3	d)欄	ed	記載順序の変更	「ISO規格よりも詳細な手順を規定しているJIS G 1239を引用して、追加している。」→「JIS G 1239を引用して、ISO規格よりも詳細な手順を追加している。」	採用		主査調整案とおり

会議名:1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討

三者委員

コメントタイプ:ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

対象規格	JIS G 0417 鉄及び鋼－化学成分定量用試料の採取及び調製
------	-------------------------------------

処置案・審議結果:原案のまま 修正採用 採用

No	委員		箇条 細分箇条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内 容	修 正 案	処置案	回答・理由説明 他	
4055	JSA	堤	附属書JD8	d)欄	ed	字句変更	「参考の附属書とする。」→「参考の位置づけとして、附属書に変更している。」	採用		主査調整案とおり
4056	JSA	堤	附属書JD 附属書JA	d)欄	ed	字句修正	「参考規定」→「参考情報」	採用		主査調整案とおり
4057	JSA	堤	附属書JD	注記1	ed	「箇条ごとの評価欄の用語の意味を、次に示す。」の次の行に、「－ 削除: 対応国際規格の規定項目又は規定内容を削除している。」を追加する。		採用		主査調整案とおり

資料3コメント

会議名:1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討
会三者委員
会

対象規格	JIS G 3116
	高圧ガス容器用鋼板及び鋼帯

コメントタイプ:ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

処置案・審議結果:原案のまま 修正採用 採用

No	委員		箇条 細分箇条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内 容	修 正 案	処置案	回答・理由説明 他	
4001	東理大	田中	9.2.2		ed	数値と単位との間に空白を挿入	25t → 25 t	採用		主査調整案とおり
4002	JSA	堤	附属書JA 5、6及び9	d)欄	ed	削除又は変更の理由が記載されていない箇所がありますので、記載してはどうでしょうか？	「ISO規格は、化学成分にアルミニウムを規定しているが、JISは、規定していない。」 「ISO規格は、受渡当事者の協定によって炭素当量を規定しているが、JISは、規定していない。」 「ISO規格は、注文者との協定によって、非金属介在物の試験などを規定しているが、JISは、規定していない。」及び 「JISは、一組の質量が25 ton以下で1個、25 ton超えで2個と規定している。」 に削除又は変更した理由を追記する。	採用	”国内製造技術基準に基づき”を追加します。	主査調整案とおり
4003	JSA	堤	附属書JA 6	d)欄	ed	結晶粒度試験→シャルピー衝撃試験、結晶粒度試験及び非金属介在物試験 に修正し、字句修正	「JISは、シャルピー衝撃試験、結晶粒度試験及び非金属介在物試験を規定していないが、JISは、規定していない。」→「ISO規格は、シャルピー衝撃試験、結晶粒度試験及び非金属介在物試験を規定しているが、JISは、〇〇〇に基づき規定していない。」	採用	ISO規格は、シャルピー衝撃試験、結晶粒度試験及び非金属介在物試験を規定しているが、JISは、国内製造技術基準に基づき規定していない。	主査調整案とおり
4004	東理大	田中	JA	9 d)欄	ed	単位を修正？	ton → t	採用		主査調整案とおり
4005	JSA	堤	附属書JA 11	d)欄	ed	JISでは、「JIS G 0404の9.8(再試験)」に点線の下線が施されているので、「受渡当事者間の協定を追加」ではないように思いますが？		採用	JISは、国内製造技術基準に基づき、JIS G0404の9.8の規定に受渡当事者間の協定を追加している。	主査調整案とおり

会議名:1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討会

三者委員会

対象規格	JIS G 3116
	高圧ガス容器用鋼板及び鋼帯

コメントタイプ:ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上 処置案・審議結果:原案のまま 修正採用 採用

No	委員		簡条 細分簡条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内 容	修 正 案	処置案	回答・理由説明 他	
4006	JSA	堤	附属書JA 12	d)欄	ed	字句修正	「溶鋼番号を表示している。」→ 「表示項目に溶鋼番号を追加している。」	採用		主査調整案とおり
4007	JSA	堤	附属書JA 13	d)欄	ed	字句修正	「ISO規格では、注文数量をはじめ受渡当事者間の協定事項を含めて規定しているが、JISでは、製品規格の規定で、かつ製造着手に必要な項目だけに変更している。」→ ISO規格は、注文者によって提示される情報として必須事項とオプション事項(受渡当事者間の協定)とを規定しているが、JISは、製造着手に必要な事項だけに変更している。	採用		主査調整案とおり

会議名:1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討

三者委員

対象規格	JIS G 3193 熱間圧延鋼板及び鋼帯の形状、寸法、質量及びその許容差
------	--

コメントタイプ:ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上
処置案・審議結果:原案のまま 修正採用 採用

No	委員		箇条 細分箇条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内 容	修 正 案	処置案	回答・理由説明 他	
4001	東理大	田中	6.2	b)	ed	注には、規格全体を通じて一連番号を付ける。	に行う ¹⁾ 。 → に行う ²⁾ 。 注 ¹⁾ → 注 ²⁾	採用		主査調整案とおり
4002	JSA	堤	附属書JA 1	d)欄	ed	ISO規格の適用範囲の品種構成を記載した方が分かりやすいと思います。	ISO規格は、熱間圧延鋼板(鋼帯からの切板を除く。)だけを適用範囲としているが、JISは、国内製造技術に対応するため、熱間圧延鋼帯及び鋼帯からの切板を追加するとともに、外観の規定を追加している。	採用		主査調整案とおり
4003	JSA	堤	附属書JA 6	d)欄	ed	変更した理由を記載していない箇所と記載している箇所とがありますので、全ての欄に変更した理由を追記してはどうでしょうか？	「JISは、長さの許容差について、」 「JISは、ミルエッジの鋼板の平たん度について、」 「JISの厚さ及び幅の許容差は、」及び「JISは、長さが10 m未満と10 m以上とを規定している。」に追加又は変更した理由を追記する。	採用	”国内製造実績に基づき”を追加します。	主査調整案とおり
4004	JSA	堤	附属書JA 6	c)欄及び d)欄	ed	“ISO規格の鋼板の平たん度の測定方法は、波のピッチが1 m以下の場合も規定しているが、JISは、国内製造実績に基づき、規定していない。”は変更ではなく、削除した内容と思います。	c)欄を削除とし、変更の箇所から分割して「削除」として記載する。 d)欄のJIS以降を次のように修正する。 「JISは、国内製造実績に基づき、規定していない」→ 「JISは、国内製造実績に基づき、削除している」	採用		主査調整案とおり
4005	JSA	堤	附属書JA	注記	ed	「箇条ごとの評価欄の用語の意味を、次に示す。」の次の行に、「－ 削除:対応国際規格の規定項目又は規定内容を削除している。」を追加する。		採用		主査調整案とおり

資料5コメント

会議名:1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討会

三者委員

コメントタイプ:ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

対象規格

JIS G 0557

鋼の浸炭硬化層深さ測定方法

処置案・審議結果:原案のまま 修正採用 採用

No	委員		箇条 細分箇条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内 容	修 正 案	処置案	回答・理由説明 他	
4001	JSA	堤	2		ge	4006及び4007の調整案より, 引用規格からJIS K 8541 硝酸(試薬)を削除します。		採用		主査調整案とおり
4002	JSA	堤	6.1	注記	ed	JIS Z 2244-1, JIS Z 2251-1に、点線の下線が必要では？		採用		主査調整案とおり
4003	JSA	堤	6.1	図1	ed	「1」及び記号説明 1:硬化層」に点線の下線を施す。		採用		主査調整案とおり
4004	JSA	堤	6.2		ed	「試験室の装置だけを使って, 」に、点線の下線は不要では？		採用		主査調整案とおり
4005	JICQA	熊井	6.2			冒頭に「試験室の装置だけを使って…(中略)…切断する。」と改正されていますが、試験室以外で切断したり、試験片の外注加工を禁止することになり、困る利用者はいませんか？		修正採用	ご指摘ありがとうございます。対応国際規格では, "using only laboratory equipment"でしたので今回の規定文としましたが, "only"には"専用"という意味合いがありました。ご指摘の外注もあることを考慮して試験室を削除し"専用の装置を使って"とします。装置に点線下線を引きます。	主査調整案とおり
4006	東理大	田中	7.2	b) 注1)	ge	JIS K 8541(硝酸)には、種類と濃度の異なるものが規定されています。指定しなくてもよいですか？		修正採用	標準化センター内で再度議論し元々のJIS G 0557:2019では62%でしたので、また、G 0553(マクロ組織試験方法)においても62%であり、市販もされています。JIS規格を入れることで、かえってユーザーの混乱を起こす可能性がありますので、JIS K 8541は削除し、62%に戻します。硝酸[JIS K 8541の濃度(HNO3)と同等のもの。]→硝酸(62%硝酸と同等のもの。)	主査調整案とおり (62%の見直しは、次回改正時の検討課題とする)

会議名:1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討会
三者委員

コメントタイプ:ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

対象規格
JIS G 0557
鋼の浸炭硬化層深さ測定方法

処置案・審議結果:原案のまま 修正採用 採用

No	委員		箇条 細分箇条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内 容	修 正 案	処置案	回答・理由説明 他	
4007	JSA	堤	7.2	注 ¹⁾	ed	本文の注では、JISを引用できません。	【本文の修正案】 「被検面を5 %ナイトール ¹⁾ 」→ 「被検面を5%%ナイトール〔体積分率 ¹⁾ が5 %になるように硝酸〔JIS K 8541の濃度(HNO3)と同等のもの。〕」 【注 ¹⁾ 修正案】 「体積分率が5 %になるように硝酸〔JIS K 8541の濃度(HNO3)と同等のもの。〕のエタノール溶液を調製したもの。体積分率5%とは、体積比で1:19を意味している。」→ 「体積分率5 %とは、体積比で1:19を意味している。」	修正採用	「被検面を5%ナイトール〔体積分率 ¹⁾ が5 %になるように硝酸(62%硝酸と同等のもの。)のエタノール溶液を調製したもの。〕	主査調整案とおり
4008	JSA	堤	7.3		ed	字句修正	「全硬化層深さ最小値と最大値」→ 「全硬化層深さが最小値及び最大値」	採用		主査調整案とおり
4009	JSA	堤	7		ed	ISO規格の8.2.2[Compound layer thickness (CLT)]を削除していることを、対比表に記載すべきでは。		採用	附属書JA 1d)で記載したので不要と考えていましたが、対応国際規格との差異を明確にするため追加します。	主査調整案とおり
4010	JSA	堤	8		ed	ISO規格の9.3[Compound layer thickness (CLT)]を削除していることを、記載すべきでは。		採用	同上	主査調整案とおり
4011	JSA	堤	10	c)	ed	「ISO規格では、“c) 試験方法”として記載する項目を規定しているが、JISでは、“マクロ組織試験方法”を追加するとともに、“平行線間の距離は複数本の線に沿ってくぼみをつけた場合に記載”することを追加した。」ことを、対比表に記載すべきでは。		採用		主査調整案とおり

会議名:1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討会
三者委員

コメントタイプ:ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

対象規格	JIS G 0557
	鋼の浸炭硬化層深さ測定方法

処置案・審議結果:原案のまま 修正採用 採用

No	委員		箇条 細分箇条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内 容	修 正 案	処置案	回答・理由説明 他	
4012	東理大	田中	JA	d)欄	ed	読点を挿入すると読みやすくなる文章が散見されます。ご検討ください。		採用	他の委員からのコメントも合わせて処置案を決めます。	主査調整案とおり
4013	東理大	田中	JA	d)欄	ed	読点“、”を“，”に変更		採用		主査調整案とおり
4014	東理大	田中	JA	d)欄	ed	平仮名に修正	差異は無い。 → 差異はない。	採用		主査調整案とおり
4015	JSA	堤	附属書JA 1	d)欄	ed	字句修正	「無い」→「ない」 (対比表に多数あります。)	採用		主査調整案とおり
4016	JSA	堤	附属書JA 1	d)欄	ed	字句修正	「適用し」→ 「対象とし、」	採用		主査調整案とおり
4017	JSA	堤	附属書JA 3	d)欄	ed	削除と変更とが記載されていますので、「削除」と「追加」とに分割して記載してはどうでしょうか。	【削除の行】 d)欄:ISO規格では、有効硬化層深さなど5用語を定義しているが、JISでは、この規格の適用範囲と整合させるため、有効硬化層深さだけを規定し、これ以外の用語は削除した。技術的差異はない。 【追加の行】 a)欄及びb)欄:3 c)欄:追加 d)欄:JISでは、有効硬化層深さ以外の用語は、JIS G 0201及びJIS G 0202 を引用することを追加した。技術的差異はない。」 e)欄:－	採用		主査調整案とおり

会議名:1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討会
三者委員

コメントタイプ:ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

対象規格
JIS G 0557
鋼の浸炭硬化層深さ測定方法

処置案・審議結果:原案のまま 修正採用 採用

No	委員		箇条 細分箇条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内 容	修 正 案	処置案	回答・理由説明 他	
4018	JSA	堤	附属書JA 4	d)欄	ed	字句修正	「ISO規格では、全硬化層厚さの測定方法として硬さ試験と顕微鏡試験としているが、JISでは、当初から硬さ試験とマクロ組織試験を採用している。今回、対応国際規格との整合を図るため、JISに顕微鏡試験方法を追加した。マクロ組織試験は日本独自の簡便法として定着している。」 → 「ISO規格では、全硬化層厚さの測定方法として硬さ試験及び顕微鏡試験を規定しているが、JISでは、当初から日本独自の簡便法として定着しているマクロ組織試験を追加している。今回、ISO規格との整合を図るため、顕微鏡試験方法を追加した。」	採用		主査調整案とおり
4019	JSA	堤	附属書JA 4	e)欄	ed	字句修正	「日本独自の規定として維持する」 → 「マクロ組織試験は、日本独自の規定として維持する。」	採用		主査調整案とおり
4020	JSA	堤	附属書JA 5	c)欄	ed	字句修正 (ISO規格では、“受渡当事者間の協定によって、----の行)	「追加」→「削除」	採用		主査調整案とおり
4021	JSA	堤	附属書JA 5	c)欄	ed	字句修正 (IJSでは、規格利用者の利便性を考慮し、----の行)	「削除」→「追加」	採用		主査調整案とおり
4022	JSA	堤	附属書JA 6.2	d)欄	ed	字句修正	「----穏やかな方法で”としているが」→ 「----穏やかな方法でと規定しているが」	採用		主査調整案とおり

会議名:1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討会
三者委員

コメントタイプ:ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

対象規格
JIS G 0557
鋼の浸炭硬化層深さ測定方法

処置案・審議結果:原案のまま 修正採用 採用

No	委員		箇条 細分箇条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内 容	修 正 案	処置案	回答・理由説明 他	
4023	JSA	堤	附属書JA 6.2	d)欄	ed	字句修正	「----方法を用いて, ”とした。」 → 「----方法を用いて, ”に変更した。」	採用		主査調整案とおり
4024	JSA	堤	附属書JA 7.1	d)欄	ed	字句修正	「----9.807 N(HV 1)”とした。」 → 「----9.807 N(HV 1)”を追加した。」	採用		主査調整案とおり
4025	JSA	堤	附属書JA 7.2	d)欄	ed	字句修正	「測定方法を追加したことに対応して」→ 「測定方法を追加したため」	採用		主査調整案とおり
4026	JSA	堤	附属書JA 8.1	d)欄	ed	字体修正	字体修正 「ISO 2639:2002」→ 「ISO 2639:2002」	採用		主査調整案とおり
4027	JSA	堤	附属書JA 8.1	d)欄	ed	適用範囲に附属書Aの引用を記載しているのは、ISO規格ではなく、現行規格ではないでしょうか？	「ISO規格では、附属書Aの引用を適用範囲に規定していたが、JIS Z 8301に適合していない。そこで、JISでは、本文を変更し“有効硬化層の深さは附属書Aに規定される方法を用いて決定することが可能である。”とした。」→ 「ISO規格では、“浸炭硬化層深さが特定される場合、有効硬化層の深さは、附属書Aに規定される方法を用いて決定することが可能である。”と規定しているが、JISでは、 <u>浸炭硬化層深さが特定される場合に限り</u> 、有効硬化層の深さを決定できることに変更した。	採用		主査調整案とおり
4028	JSA	堤	附属書JA 8.1	d)欄	ed	字句修正	「有効硬化層深さの求め方を規定しているが、全硬化層深さを規定していない。」→ 「有効硬化層深さの求め方だけしか規定していないため, 」	採用		主査調整案とおり

会議名:1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討

三者委員

コメントタイプ:ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

対象規格	JIS G 0559 鋼の炎焼入及び高周波焼入硬化層深さ測定方法
------	-------------------------------------

処置案・審議結果:原案のまま 修正採用 採用

No	委員		箇条 細分箇条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内 容	修 正 案	処置案	回答・理由説明 他	
4001	JSA	堤	1		ed	対比表に、「ただし、受渡当事者間の協定によって、0.3 mm以下の硬化層深さの測定に使用してもよい。」を追加していることを記載すべきでは？		採用		主査調整案とおり
4002	JSA	堤	2		ge	4004及び4005の調整案に従い、JIS K 8541 硝酸(試薬)を引用規格から削除する。		採用		主査調整案とおり
4003	JSA	堤	7.1		ed	規定文全てを変更しているようですので、点線の下線→側線に修正してはどうでしょうか？		採用		主査調整案とおり
4004	東理大	田中	7.2	b) 注1)	ge	JIS K 8541(硝酸)には、種類と濃度の異なるものが規定されています。指定しなくてもよいですか。		修正採用	標準化センター内で再度議論し元々のJIS G 0559:2019では62%でしたので、また、G 0553(マクロ組織試験方法)においても62%であり、市販もされています。JIS規格を入れることで、かえってユーザーの混乱を起こす可能性がありますので、JIS K 8541は削除し、62%に戻します。 硝酸[JIS K 8541の濃度(HNO3)と同等のもの。]→硝酸(62%硝酸と同等のもの。)	主査調整案とおり (62%の見直しは、次回改正時の検討課題とする)

会議名:1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討

三者委員

コメントタイプ:ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

対象規格

JIS G 0559
鋼の炎焼入及び高周波焼入硬化層深さ測定方法

処置案・審議結果:原案のまま 修正採用 採用

No	委員		箇条 細分箇条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内 容	修 正 案	処置案	回答・理由説明 他	
4005	JSA	堤	7.2	注 ¹⁾	ed	本文の注には、要求事項を規定できません。	【本文の修正案】 「被検面を5 %ナイトール ¹⁾ 」→ 「被検面を5%%ナイトール[体積分率 ¹⁾ が5 %になるように硝酸 [JIS K 8541の濃度(HNO3)と同等のもの。]]」 【注 ¹⁾ 修正案】 「体積分率が5 %になるように硝酸 [JIS K 8541の濃度(HNO3)と同等のもの。]のエタノール溶液を調製したもの。体積分率5%とは、体積比で1:19を意味している。」→ 「体積分率5 %とは、体積比で1:19を意味している。」	採用	「被検面を5%%ナイトール[体積分率 ¹⁾ が5 %になるように硝酸 (62%硝酸と同等のもの。)のエタノール溶液を調製したもの。]	主査調整案とおり
4006	JSA	堤	7		ed	ISO規格の8.2.2[Compound layer thickness (CLT)]を削除していることを、対比表に記載すべきでは。		採用	Compound layer thickness (CLT) (化合物層)は窒化層において測定されるもので、この規格の適用範囲外としていることで不要と考えていましたが、明確にするため対比表に追加します。	主査調整案とおり
4007	東理大	田中	9	a)	ed	読点“、”を“，”に変更	1 位までとし、 → 1 位までとし、	採用		主査調整案とおり
4008	JSA	堤	10	c)	ed	「ISO規格では、“c) 試験方法”として記載する項目を規定しているが、JISでは、“マクロ組織試験方法”を追加するとともに、“平行線間の距離は複数本の線に沿ってくぼみをつけた場合に記載”することを追加した。」ことを、対比表に記載すべきでは。		採用		主査調整案とおり

会議名:1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討

三者委員

コメントタイプ:ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

対象規格	JIS G 0559 鋼の炎焼入及び高周波焼入硬化層深さ測定方法
------	-------------------------------------

処置案・審議結果:原案のまま 修正採用 採用

No	委員		箇条 細分箇条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内 容	修 正 案	処置案	回答・理由説明 他	
4009	東理大	田中	JA	d)欄	ed	読点を挿入すると読みやすくなる文章が散見されます。ご検討ください。		採用	他の委員からのコメントも合わせて処置案を決めます。	主査調整案とおり
4010	JSA	堤	附属書JA 1	d)欄	ed	字句修正	「適用し」→「対象とし、」	採用		主査調整案とおり
4011	JSA	堤	附属書JA 3	d)欄	ed	削除と変更とが記載されていますので、「削除」と「追加」とに分割して記載してはどうでしょうか。	【削除の行】 d)欄:ISO規格では、有効硬化層深さなど5用語を定義しているが、JISでは、この規格の適用範囲と整合させるため、有効硬化層深さだけを規定し、これ以外の用語は削除した。技術的差異はない。 【追加の行】 a)欄及びb)欄:3 c)欄:追加 d)欄:JISでは、有効硬化層深さ以外の用語は、JIS G 0201及びJIS G 0202 を引用することを追加した。技術的差異はない。」 e)欄:－	採用		主査調整案とおり
4012	東理大	田中	JA	d)欄	ed	平仮名に修正	差異は無い。 → 差異はない。	採用		主査調整案とおり
4013	JSA	堤	附属書JA 3.1	d)欄	ed	字句修正	「無い」→「ない」 (対比表に多数あります。)	採用		主査調整案とおり
4014	JSA	堤	附属書JA 3.1、4、5、 6、7.1、7.3	d)欄	ed	字句修正	「“――”とした。」→ “――”に変更した。」	採用		主査調整案とおり

会議名:1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討

三者委員

対象規格	JIS G 0559 鋼の炎焼入及び高周波焼入硬化層深さ測定方法
------	-------------------------------------

コメントタイプ:ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上
処置案・審議結果:原案のまま 修正採用 採用

No	委員		箇条 細分箇条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内 容	修 正 案	処置案	回答・理由説明 他	
4015	JSA	堤	附属書JA 3.1	d)欄	ed	e)欄に「日本独自の規定として維持する。」と記載されているので、「JISでは、日本独自の規定として“最小表面硬さとは、要求された表面硬さをいい、その値については、受渡当事者間の協定による。”を追加した。」において、「日本独自の規定として」を削除しては？		採用		主査調整案とおり
4016	JSA	堤	附属書JA 3.1	d)欄	ed	字句追加	「表1の題」→「表1の題名」	採用		主査調整案とおり
4017	JSA	堤	附属書JA 4	c)欄	ed	字句修正	「追加」→「変更」	採用		主査調整案とおり
4018	JSA	堤	附属書JA 4	d)欄	ed	字句追加	「マクロ組織試験」→「JIS G 0557で規定しているマクロ組織試験」	採用		主査調整案とおり
4019	JSA	堤	附属書JA 5、6、7.1、7.3	d)欄	ed	対比表の箇条4のd)欄に合わせ、「同じISO 18203:2016を対応国際規格としている」を削除しては？		採用		主査調整案とおり
4020	JSA	堤	附属書JA 7.1		ed	d)欄に記載している「JISでは、日本独自の規定としてロックウェル硬さ試験——くぼみの対角線を測定する精度は、JIS B 7726の要求事項を満足しなければならない。」を追加した。」は、次の行の内容と重複しているので、この行全てを削除しては？、		採用		主査調整案とおり
4021	JSA	堤	附属書JA 7.2	d)欄	ed	a)欄に「7.2」と記載されているので、d)欄の「7.2として」は削除してはどうでしょうか？		採用		主査調整案とおり

会議名:1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討会 三者委員

コメントタイプ:ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

対象規格 JIS G 3112
鉄筋コンクリート用棒鋼

処置案・審議結果:原案のまま 修正採用 採用

No	委員		箇条 細分箇条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内 容	修 正 案	処置案	回答・理由説明 他	
4001	パプコメ		8.1 8.2		te ed	「8.1丸鋼の形状、寸法、質量及びその許容差」の項の中に、「丸鋼及び異形棒鋼の標準長さ」「丸鋼及び異形棒鋼の長さの許容差」の表が記載されております。結果的に、「丸鋼」の項の中に、「異形棒鋼」の標準長さとして許容差の基準が記載されており、読み取り難く、誤解しやすい表記となっております。出来ましたら、「標準長さとして長さの許容差」として、項を独立して記載頂けると、読み取り易く、誤解し難くなります。		原案のまま	8.1(丸鋼)及び8.2(異形棒鋼)において、表4(丸鋼及び異形棒鋼の標準長さ)及び表5(丸鋼及び異形棒鋼の長さの許容差)を引用していますが、規格票の書き方として、最初に引用される8.1に表4及び表5を記載し、今回の改正で、表4及び表5の標題に、それぞれ、“丸鋼及び異形棒鋼の…”を追加しています。 また、ご提案の細分箇条を“標準長さ”及び“長さの許容差”とすることにつきましては、鋼材JISでは、規格利用者の利便性から、鋼材の形状別にしております。	主査調整案とおり
4002	東理大	田中	8.1	表4	ed	表中の数値の後のコンマは、ないほうが見やすいのでは…。		採用		主査調整案とおり
4003	JSA	堤	8.2.1	c)	ed	この規定を追加していることを、対比表に記載してはどうでしょうか		採用	附属書JA(箇条8追加のd)に、次のとおりを追加します(下線部)。 “JISは、呼び名D16以上の異形棒鋼の節の付け根部は、応力集中の少ない形状としなければならないこと、及び注文者から指定のある場合に適用する異形棒鋼の一組の質量の許容差を追加している。”	主査調整案とおり
4004	東理大	田中	10.2.2	a) 2)	ed	他所の表記に合わせる。	準ずる → 準じる	採用		主査調整案とおり
4005	JSA	堤	11.1	注記	ed	細分箇条の題名修正	「箇条7(一般事項)」 →「箇条7(一般要求)」	採用		主査調整案とおり
4006	JSA	堤	11.1	注記	ed	点線の下線が必要では？		採用	注記全体に点下線を施します。	主査調整案とおり

会議名:1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討会 三者委員

コメントタイプ:ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

対象規格	JIS G 4805
	高炭素クロム軸受鋼鋼材

処置案・審議結果:原案のまま 修正採用 採用

No	委員		箇条 細分箇条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内 容	修 正 案	処置案	回答・理由説明 他	
4001	東理大	田中	7.1.1 7.1.2	表3 表4	ed	表中の数値の後のコンマは、ないほうが見やすいのでは…。		採用		主査調整案とおり
4002	JSA	堤	7.1.3	表4	ed	表の題名を7.1.2 a)に合わせてはどうでしょうか？	「線材の標準形」→ 「断面形状が円形の線材の標準径」	採用		主査調整案とおり
4003	東理大	田中	附属書JB	附属書JA e)欄	ed	“間”を挿入？	受渡当事者の協定 → 受渡当事者間の協定	採用		主査調整案とおり
4004	JSA	堤	附属書JB	1 d)欄	ed	字句追加	「高炭素クロム軸受鋼」→ 「高炭素クロム軸受鋼だけ」	採用		主査調整案とおり
4005	JSA	堤	附属書JB	3 変更 d)欄	ed	「引用している規格は、ISO規格とJISとで異なる。」の後に、「JISでは、JIS G 0201, JIS G 0202, JIS G 0203及びJIS G 0553の引用に変更している。」を追加してはどうでしょうか		採用		主査調整案とおり
4006	JSA	堤	附属書JB	5 追加 d)欄	ed	d)欄には、JISに追加した項目だけを記載してはどうでしょうか。	「真空脱ガス処理を行ったキルド鋼からの製造に加えて、」を削除する。	修正採用	“真空脱ガス処理を行ったキルド鋼からの製造に加えて、”を削除し、以下を次のとおりに修文します。 “受渡当事者間で協定した方法によるキルド鋼からの製造、並びに鍛錬成形比及び球状化焼きなましについての規定を追加している。”	主査調整案とおり
4007	JSA	堤	附属書JB	5 追加 d)欄	ed	球状化焼なましについて追加してことを記載してはどうでしょうか	「JISは、鍛錬成形比を追加している。」→ 「JISは、鍛錬成形比及び球状化焼なましについての規定を追加している。」	修正採用	(No.4006)	主査調整案とおり
4008	JSA	堤	附属書JB	5 変更 d)欄	ed	字句修正	「さまざま」→「様々」	採用		主査調整案とおり

会議名:1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討

三者委員

コメントタイプ:ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

対象規格	JIS G 3113 自動車構造用熱間圧延鋼板及び鋼帯
------	--------------------------------

処置案・審議結果:原案のまま 修正採用 採用

No	委員		箇条 細分箇条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内 容	修 正 案	処置案	回答・理由説明 他	
4001	東理大	田中	11.2.5	b)	ed	読点“、”を“,”に変更	及び、 箇条8 → 及び, 箇条8	採用	ご確認いただきありがとうございます。	主査調整案とおり
4002	東理大	田中	13	c)	ed	読点“、”を“,”に変更	表し方は、 → 表し方は,	採用	ご確認いただきありがとうございます。	主査調整案とおり
4003	JICQA	熊井	6.1	表3	te	改正前の「引張試験片」が「試験片及び方向」と変更となり、何の試験片を指しているのか不明確になっています。	「引張試験片及び方向」	採用	「引張試験片及び方向」と修正させていただきます。 併せて、曲げ性も同様に、「試験片及び方向」→「曲げ試験片及び方向」と修正致します。	主査調整案とおり

会議名:1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討会

三者委員

コメントタイプ:ge = 一般的 te =技術的 ed = 編集上

対象規格	JIS G 3132
	鋼管用熱間圧延炭素鋼鋼帯

処置案・審議結果:原案のまま 修正採用 採用

No	委員		箇条 細分箇条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内 容	修 正 案	処置案	回答・理由説明 他	
4001	JICQA	熊井	6.1	表3	te	改正前の「引張試験片」が「試験片及び方向」と変更となり、何の試験片を指しているのか不明確になっています。	「引張試験片及び方向」	採用	「引張試験片及び方向」と修正させていただきます。 併せて、曲げ性も同様に、「試験片及び方向」→「曲げ試験片及び方向」と修正致します。	主査調整案とおり

会議名:1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討

三者委員

コメントタイプ:ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

対象規格	JIS G 3134 自動車用加工性熱間圧延高張力鋼板及び鋼帯
------	------------------------------------

処置案・審議結果:原案のまま 修正採用 採用

No	委員		箇条 細分箇条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内 容	修 正 案	処置案	回答・理由説明 他	
4001	JICQA	熊井	6.1	表3	te	改正前の「引張試験片」が「試験片及び方向」と変更となり、何の試験片を指しているのか不明確になっています。	「引張試験片及び方向」	採用	「引張試験片及び方向」と修正させていただきます。 併せて、曲げ性も同様に、「試験片及び方向」→「曲げ試験片及び方向」と修正致します。	主査調整案とおり

会議名:1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討

三者委員

コメントタイプ:ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

対象規格	JIS G 3135 自動車用加工性冷間圧延高張力鋼板及び鋼帯
------	------------------------------------

処置案・審議結果:原案のまま 修正採用 採用

No	委員		箇条 細分箇条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内 容	修 正 案	処置案	回答・理由説明 他	
4001	鉄連	田谷	5.1	表2	te	改正前の「引張試験片」が「試験片及び方向」と変更となり、何の試験片を指しているのか不明確になっています。	「引張試験片及び方向」	採用	「引張試験片及び方向」に修正する。(G3113 4001と同様)	主査調整案とおり

会議名:1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討会

三者委員

コメントタイプ:ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

対象規格	JIS G 3441
	機械構造用合金鋼鋼管

処置案・審議結果:原案のまま 修正採用 採用

No	委員		箇条 細分箇条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内 容	修 正 案	処置案	回答・理由説明 他	
4001	鉄連		10.2.1		ed	試験片の調整	試験片の調製	採用		主査調整案とおり
4002	鉄連		10.2.2	表6	ed	G 3444及びG 3445での委員コメントを水平展開する。	200 mm超え→ 200 mm超	採用		主査調整案とおり

会議名:1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討会 三者委員

コメントタイプ:ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

対象規格	JIS G 3444 一般構造用炭素鋼鋼管
------	--------------------------

処置案・審議結果:原案のまま 修正採用 採用

No	委員		簡条 細分簡条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内 容	修 正 案	処置案	回答・理由説明 他	
4001	日本水道協会	相川卓洋	9	b)	ge	「表面手入れを実施する場合は(中略)表面手入れ又は溶接補修を行ってもよい」について、「表面手入れ」が重複しており、文意が分かりづらい。	後段の1).2)の存在から、「表面手入れ」と「溶接補修」を並記する部分のほうが必要な記述であると考え。文頭の「表面手入れを実施する場合は」を、現行規格と同様、「有害な欠点がある場合は」とすることを提案する。	原案のまま	「有害でない」欠点を手入れする場合があるため、鋼管JIS共通の表現として、現行の表現を見直しています。 「表面手入れ」が続きますが、誤解を招くことはないと思いますので、原案のままとさせていただきます。	以下に修文する。 9.b)管の内外面は、仕上げが良好で、使用上有害な欠点があるてはならない。 表面手入れを実施する場合は 、なお、グラインダ、機械加工などによる表面手入れ又は溶接補修を行ってもよい。 ただし 、この場合の条件は、次による。 (「表面手入れ」は、33件のJISで使用中のため、見直し要否は今後の検討課題とする。)
4002	鉄連		10.2.1		ed	試験片の調整	試験片の調製	採用		主査調整案とおり
4003	日本水道協会	相川卓洋	10.2.2	表9	ge	外径の「350mmを超え」は、動詞「超える」が連用形で止まっている。文を区切る等、連用形の用途で使われておらず、日本語として違和感がある。	「350mm超」又は、「350mmを超えるもの」とすることを提案する。	採用	「350mm超」に修正します。	主査調整案とおり
4004	日本水道協会	相川卓洋	10.2.5	b)	te	曲げを行う半径を試験片の「内側半径」によって定めている。これを測定する際は、円筒の周りに曲げている最中ではなく、円筒から外して測定せざるを得ないが、このとき曲げ戻りが発生し、内側半径が拡大することが予想される。このとき、『表3に規定している内側半径は、円筒から外して曲げ戻った後の試験片の内側半径のことであり』と解釈されるおそれがある。	JIS G 3442などを参考に、試験片ではなく、円筒の半径により規定すべきと考える。「試験温度は、常温(5℃～35℃)とし、試験片を表3の半径を上限とする円筒に沿って、表3の曲げ角度を下限として曲げたとき、(後略)」とすることを提案する。 なお、併せて表3の「内側半径」を「円筒半径」とすることを提案する。	原案のまま	規定値以下の内側半径で「円筒の周りに曲げたとき」、割れを確認する、と規定しており、内側半径＝円筒半径は明らかで、試験片を外して内側半径を測定することは要求していません。 鋼管JISで過去より共通的に用いている定型文であり、ご指摘のような混乱は特に生じていないため、引続きこの表現とさせていただきます。 ご提案内容はF01.05分科会で共有し、今後の鋼管JIS改正での見直し要否は議論します。	主査調整案とおり
4005	東理大	田中	A.1		ed	簡条「A.1 めっきの種類及びめっきの付着量」はなくてもよいのでは？		採用	簡条及び題名は必須でないため、削除します。	主査調整案とおり

会議名:1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討会 三者委員

コメントタイプ:ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

対象規格 JIS G 3445
機械構造用炭素鋼鋼管

処置案・審議結果:原案のまま 修正採用 採用

No	委員		箇条 細分箇条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内 容	修 正 案	処置案	回答・理由説明 他	
4001	日本水道協会	相川卓洋	9	c)	ed	「表面手入れを実施する場合は」の「は」に網掛けがあるが、現行規格から変更された箇所ではない。	当該網掛けを削除する。	採用	JIS発行時に、網掛けは全て外します。	主査調整案とおり
4002	鉄連		10.2.1		ed	試験片の調整	試験片の調製	採用		主査調整案とおり
4003	日本水道協会	相川卓洋	10.2.2	表8	ge	外径の「200mmを超え」は、動詞「超える」が連用形で止まっている。文を区切る等、連用形の用途で使われておらず、日本語として違和感がある。	「200mm超」又は、「200mmを超えるもの」とすることを提案する。	採用	「200mm超」に修正します。	主査調整案とおり
4004	日本水道協会	相川卓洋	10.2.5	b)	te	曲げを行う半径を試験片の「内側半径」によって定めている。これを測定する際は、円筒の周りに曲げている最中ではなく、円筒から外して測定せざるを得ないが、このとき曲げ戻りが発生し、内側半径が拡大することが予想される。このとき、『表3に規定している内側半径は、円筒から外して曲げ戻った後の試験片の内側半径のことである』と解釈されるおそれがある。	JIS G 3442などを参考に、試験片ではなく、円筒の半径により規定すべきと考える。「試験温度は、常温(5℃～35℃)とし、試験片を表3の半径を上限とする円筒に沿って、表3の曲げ角度を下限として曲げたとき、(後略)」とすることを提案する。 なお、併せて表3の「内側半径」を「円筒半径」とすることを提案する。	原案のまま	規定値以下の内側半径で「円筒の周りに曲げたとき」、割れを確認する、と規定しており、内側半径＝円筒半径は明らかで、試験片を外して内側半径を測定することは要求していません。 鋼管JISで過去より共通的に用いている定型文であり、ご指摘のような混乱は特に生じていないため、引続きこの表現とさせていただきます。 ご提案内容はF01.05分科会で共有し、今後の鋼管JIS改正での見直し要否は議論します。	主査調整案とおり
4005	日本水道協会	相川卓洋	A.1	b) 1)	ed	「1点最小付着量で30g/m2以上とする」の「で」は、現行規格から変更された箇所であるが、網掛けがない。(現行規格では、「は」)	当該箇所を網掛けする。	採用	JIS発行時に、網掛けは全て外します。	主査調整案とおり
4006	東理大	田中	A.1		ed	箇条「A.1 めっきの種類及びめっきの付着量」はなくてもよいのでは？		採用	箇条及び題名は必須でないため、削除します。	主査調整案とおり

会議名:1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討会
三者委員

コメントタイプ:ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

対象規格	JIS G 3466
	一般構造用角形鋼管

処置案・審議結果:原案のまま 修正採用 採用

No	委員		箇条 細分箇条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内 容	修 正 案	処置案	回答・理由説明 他	
4001	鉄連		10.2.1		ed	試験片の調整	試験片の調製	採用		主査調整案とおり
4002	鉄連		10.2.2	表8	ed	G 3444及びG 3445での委員コメントを水平展開する。	200 mmを超え→ 200 mmを超えるもの	採用	表7に同様表現が2か所あり、これらに合わせた	主査調整案とおり
4003	東理大	田中	A.1		ed	箇条「A.1 めっきの種類及びめっきの付着量」はなくてもよいのでは？		採用	箇条及び題名は必須でないため、削除します。	主査調整案とおり
4004	東理大	田中	A.1	b) 1)	ed	“及び”を削除？	かつ, 及び 1 点 → かつ, 1 点	採用	ご指摘のとおり、“及び”の削除が漏れていました。	主査調整案とおり
4005	鉄連		9	a)	ed	G3444での鋼材規格三者委員会の承認内容を、同様規定のあるG3466にも水平展開する。	9.a)角形鋼管の内外面は、仕上げが良好で、使用上有害な欠点があつてはならない。表面手入れを実施する場合は、 なお 、グラインダ、機械加工などによる表面手入れ又は溶接補修を行ってもよい。 ただし 、この場合の条件は、次による。	採用		主査調整案とおり

会議名:1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討

三者委員

対象規格	JIS G 1219
	鉄及び銅－銅定量方法－吸光度法

コメントタイプ:ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上
処置案・審議結果:原案のまま 修正採用 採用

No	委員		簡条 細分簡条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内 容	修 正 案	処置案	回答・理由説明 他	
4001	東理大	田中	6.6		ed	“酸”を削除	ふっ化水素酸アンモニウム → ふっ化水素アンモニウム	採用		主査調整案とおり
4002	東理大	田中	A.2.9		ed	“を,”を削除	以上)を, 0.500 gを → 以上)0.500 gを	採用		主査調整案とおり
4003	東理大	田中	A.5.1	d)	ed	漢字に修正	すべての → 全ての	採用		主査調整案とおり
4004	東理大	田中	A.5.4		te	“分光光度計の感度が不十分な 場合” ← どのように判定する のでしょうか？		回答	対応国際規格の規定“銅含有率 (質量分率)0.06 %以下で, 感度 が不十分な場合は, …”を踏襲し た記載です。この規定は, 許容 事項であり, その採否(判定)の 基準は規格使用者に委ねられて いると考えております。	主査調整案とおり
4005	東理大	田中	JA	1 d)欄	ed	他所の表記に合わせ、“方”を挿 入？	定量法を → 定量方法を	採用		主査調整案とおり
4006	JSA	堤	附属書JA	6～13 A.1	ed	d)欄において、「ISO規格」と「対 応国際規格」とが混在しています ので、「ISO規格」に統一してはど うでしょうか		採用		主査調整案とおり
4007	JSA	堤	附属書JA	b)欄が6	ed	字句修正	「JISは、この対応国際規格であ るJIS G 0417を、」→ 「JISは、ISO 14284を基に作成し たJIS G 0417を、」	採用		主査調整案とおり
4008	JSA	堤	附属書JA	b)欄が10	ed	字句修正	「規定している。」→ 「規定しているため、不採用とし ている。」	採用		主査調整案とおり
4009	JSA	堤	附属書JA	b)欄が Annex A Annex B	ed	対比表に、解説に関する内容は 記載しない方がよいと思います。	「JISは、この情報を不採用とし、 一部を解説に引用している。」→ 「JISは、この情報を不採用として いる。」	採用		主査調整案とおり

会議名: 1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討会

三者委員会

対象規格

JIS G 1221-1
鉄及び鋼－バナジウム定量方法
－第1部: 過マンガン酸カリウム
酸化硫酸アンモニウム鉄(Ⅱ)滴
定法

処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

No	委員		簡条 細分簡条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内 容	修 正 案	処置案	回答・理由説明 他	
4001	東理大	田中	A.1		ed	誤記	銅含有率 → バナジウム含有率	採用		主査調整案とおり
4002	東理大	田中	A.5.1	b) 1)	te	対応国際規格で“混酸”は規定されていないようですが、明示するべきではありませんか？		回答	塩酸及び硝酸は、硫酸添加後の操作(白煙処理)で揮発除去するため、試料を硫酸で完全分解できる程度(の割合・量の混酸)で予備分解するとの規定で、明示するまでもないと判断しております。	主査調整案とおり
4003	東理大	田中	A.5.3		te	参照電極として飽和カロメル電極又は銀－塩化銀電極を使用していますが、両者間の電位には約45 mVの差があります。操作の過程で電位値の記述がありますが、使用する参照電極によって不都合は生じませんか？		修正採用	A.3.1(電位差滴定装置)に次の文を追加します。 “以下、電位差は、参照電極に飽和カロメル電極を備えた電位差滴定装置の値とする。 注記 電極電位は、飽和カロメル電極と銀－塩化銀電極とで約45 mVの差がある。”	主査調整案とおり (飽和カロメル電極の見直しは、次回改正時の課題とする。)
4004	東理大	田中	A.5.3	c) 4)	ed	句点を挿入	増加する)。 → 増加する。)	採用		主査調整案とおり
4005	東理大	田中	JA	1 d)欄	ed	“上”を挿入	0.04 %以6.0 %以下 → 0.04 %以上6.0 %以下	採用		主査調整案とおり
4006	JSA	堤	附属書JA	6～12 A.1	ed	d)欄において、「ISO規格」と「対応国際規格」とが混在していますので、「ISO規格」に統一してはどうでしょうか		採用		主査調整案とおり
4007	JSA	堤	附属書JA	b)欄が7	ed	字句修正	「JISは、この対応国際規格であるJIS G 0417を、」→ 「JISは、ISO 14284を基に作成したJIS G 0417を、」	採用		主査調整案とおり

会議名: 1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討会

三者委員会

対象規格	JIS G 1221-1
	鉄及び鋼－バナジウム定量方法 －第1部: 過マンガン酸カリウム 酸化硫酸アンモニウム鉄(Ⅱ)滴 定法

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上 処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

No	委員		簡条 細分簡条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内 容	修 正 案	処置案	回答・理由説明 他	
4008	JSA	堤	附属書JA	b)欄が10	ed	字句修正	「規定している。」→ 「規定しているため、不採用とし ている。」	採用		主査調整案とおり
4009	JSA	堤	附属書JA	b)欄が Annex A Annex B	ed	対比表に、解説に関する内容は 記載しない方がよいと思います。	「JISは、この情報を不採用とし、 一部を解説に引用している。」→ 「JISは、この情報を不採用として いる。」	採用		主査調整案とおり

会議名: 1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討会

三者委員会

対象規格

JIS G 1221-2
鉄及び鋼－バナジウム定量方法
－第2部：N-ベンゾイル-N-フェ
ニルヒドロキシシラミン抽出分離
吸光光度法

処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

No	委員		簡条 細分簡条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内 容	修 正 案	処置案	回答・理由説明 他	
4001	東理大	田中	11	d)	ed	引用する細別記号の間違い	9.2 2) → 9.2 b)	採用		主査調整案とおり
4002	東理大	田中	A.2.4		ed	字句の修正	過塩素酸(質量分率60 %)のもの。 → 質量分率60 %のもの。	採用		主査調整案とおり
4003	東理大	田中	A.5.1	a) 2)	ed	“を”を挿入	(A.2.8) 滴加して → (A.2.8) を滴加して	採用		主査調整案とおり
4004	東理大	田中	A.5.2	b) 2)	ed	引用する細別記号の間違い	a) で保存した → 1) で保存した	採用		主査調整案とおり
4005	東理大	田中	A.6		te	“空試験液”について言及されて いません。	例えば、“ここで得る溶液を空試験 液とする。”を挿入？	採用	“…25 mL 分取して、空試験液と する。”とします。	主査調整案とおり
4006	JSA	堤	附属書JA	6～13 A.1	ed	d) 欄において、「ISO規格」と「対 応国際規格」とが混在しています ので、「ISO規格」に統一してはど うでしょうか		採用		主査調整案とおり
4007	JSA	堤	附属書JA	b) 欄が 7	ed	字句修正	「JISは、この対応国際規格であ るJIS G 0417を、」→ 「JISは、ISO 14284を基に作成し たJIS G 0417を、」	採用		主査調整案とおり
4008	JSA	堤	附属書JA	b) 欄が 11	ed	字句修正	「規定している。」→ 「規定しているため、不採用とし ている。」	採用		主査調整案とおり
4009	JSA	堤	附属書JA	b) 欄が Annex A Annex B	ed	対比表に、解説に関する内容は 記載しない方がよいと思います。	「JISは、この情報を不採用とし、 一部を解説に引用している。」→ 「JISは、この情報を不採用として いる。」	採用		主査調整案とおり